

公開版

特定希少野生動植物カツラギグミ
保護管理事業計画

平成31年3月

奈良県

目 次

I. カツラギグミの生育地の現状	1
II. カツラギグミの生育環境と課題	1
III. カツラギグミの保護計画の基本方針	1
IV. 事業の目標	2
V. 事業の区域.....	2
VI. 事業の内容	2
1. 生育地の巡視.....	2
2. 分布の把握.....	2
3. 生育環境の改善	3
4. 協働・啓発活動	3

I. カツラギグミの生育地の現状

カツラギグミ *Elaeagnus takeshitae* Makino は、グミ科の落葉小高木である。若い枝や花柄・花の外側に淡黄色の星状毛がやや多く散生する。葉は両面に星状毛を散生するが、裏面には多くのグミ属植物に特徴的な鱗片がほとんどない。花は5月に咲き、葉腋に1花つき、小型。果実は広楕円形、長さ約10mm、幅約6mm、6月に紅熟する。果柄は長い糸状である。林縁などの比較的明るい環境で生育し、本県と和歌山県、大阪府、京都府に自生する近畿地方中部の固有種であり、奈良盆地の北東方向・南西方向の山地から金剛山系まで弧を描くように分布している。

もともと、適度に明るく涼しい冷温帯の林床に生育していた植物で、氷河期が終わり気温が上昇することにより、生育域が狭まり局所的に分布するようになったと考えられており、個体数は少ない。

II. カツラギグミの生育環境と課題

奈良県内に残存するカツラギグミの生育環境は、次の2つに類型化される。

- 1) 道路沿いの林縁：林内の中でも比較的日光が当たり、極度には乾燥しない環境を好んで生育する。
- 2) 適度に間伐が行われている人工林：このような人工林は、林床にも比較的よく日光が届くため、前述の林縁と同じく極度に乾燥しない日当たりの良い環境が形成されている。

どちらも人が手を加えることで管理・維持されてきた二次的自然である。こうした環境は管理が放棄されると遷移が進み、今後、カツラギグミの生育不良が生じる可能性がある。

また、生息地によってはシカの食害も想定される。

III. カツラギグミの保護計画の基本方針

保護計画の基本方針を以下に示す4項目とする。なお、本種の保護管理の実施にあたっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者などのほか、専門家や土地所有者等との連携を図っていく必要がある。

- 生育地の巡視
- 分布の把握
- 生育環境の改善
- 協働・啓発活動

IV. 事業の目標

カツラギグミは既知生育地で概ね良好に生育しているが、個体数が少なく、県内の生育地は限られているため、既知生育地で現存している個体に関しては、生育状況や生育環境について常に把握しておく必要がある。

現存する個体群の個体数を維持し、さらに増加させるためには、人間活動による喪失を避けるための下記の事業内容を実施し、既知生育地及びその周辺で、個体群が存続できる環境を維持するとともに、カツラギグミが自然繁殖の可能な環境を作り出すことを目標とする。

V. 事業の区域

奈良県内の本種が生育する地域

VI. 事業の内容

1. 生育地の巡視

既知生育地は本種が群生する県内で数少ない地域であり、カツラギグミの生育地の道路等が適切に維持されているか、植林地内で適切な間伐が実施されているか等を定期的に把握する必要がある。

既知生育地では、希少野生動植物保護巡視員などによる定期的な巡視（年1回程度）を行い、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施する。モニタリングは、カツラギグミの結実期である6月を基準として実施し、個体ごとの結実の有無や実生発生の有無等を記録し、世代交代が正常に行われているか確認する。

また、車両の通行を妨害している個体や他種との競争によって樹勢が衰えた個体などを記録し、状況に応じて対策を講じる。

2. 分布の把握

県内のカツラギグミの主要な既知生育地以外にも、大和高原には、個体数は非常に少ないものの、カツラギグミの自生地が点在している。そのため、自生地の周辺を中心に未知の個体が生育していないか、分布情報の収集・把握に努める。

3. 生育環境の改善

カツラギグミの生育には日照条件が深く関わり、ササ刈り等により実生の生存率の増加が期待されることから、残存するカツラギグミの個体数を増加させるため、既知生育地の個体に関しては、周辺部の草刈りや間伐を実施して生育環境の改善を図る。

また、新規個体の出現を促すためには、土地所有者の理解を得て、既知生育地およびその周辺で新たに自然繁殖が可能な環境づくりを行うことが必要であるため、スギ・ヒノキ林や雑木林の間伐や林床のササ類（主にミヤコザサ）の除去を実施するとともに、今後、実生の育成にともなう手法について学識経験者等と検討を行う。

4. 協働・啓発活動

カツラギグミの生育地は、人の生活の場に近く、保全に対しては地域住民の協力が不可欠である。特にカツラギグミ生育地の土地所有者および管理者とは、「1. 生育地の巡視」と「3. 生育環境の改善」に関して連携して取り組む必要があり、生育地の環境や個体の生育状況等について適宜情報共有を行う。

また、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関（教育委員会を含む）、県民に対し、本種の生育状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組みの実施状況等に関する普及啓発を図り、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

これらの取組みについては、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員および専門家、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。